

電気学会研究会への投稿の手引き

【まえがき】

電気学会研究会は会員の皆様が、専門分野毎に論文を発表し、討議できる公開の場として開催されるものである。

研究会への論文投稿にあたっては、この趣旨に従い、本手引きによって運用処理されるので、投稿にあたっては必ず一読すること。

1. 著者の資格

本学会会員の有無に関わらず、研究会への論文投稿ができる。

2. 研究会の名称と取り扱う分野

研究会の名称と取り扱う分野を付表1に示す。

3. 発表申込から投稿までの流れ

発表者は、全て電気学会電子投稿システムを用いて申込、投稿を行うものとする。

(1)発表希望者は、発表募集中の研究会一覧から、定められた申込期日以内に発表希望の研究会に必要な事項を入力し、申込登録を行う。なお、申込期日を経過した後の申込登録は受け付けない。また、学会誌会告欄にも「発表論文を募集中のテーマ付研究会」を掲載しているので、併せて参照のこと。

(2)研究会へ発表申込みの登録をした者は、電子投稿システムから発信される原稿執筆依頼の電子メールを受け取った後、定められた期限内に原稿の投稿を行う。また、この際に、申込時に入力した論文タイトルや著者情報等に変更が生じた場合は、修正を行う。なお、投稿期日を経過した後の投稿は受け付けない。

(3)電子投稿システムの詳しい手順については、Web（電子投稿システムマニュアル）を参照すること。

4. 原稿締切日

電気学会事務局は、執筆依頼時に、原稿締切日を伝える。

5. 原稿について

(1)著者の責任において、電気学会の倫理綱領・行動規範に抵触しないことを確認の上、投稿する。

(2)著者は、「電気学会研究会原稿の書き方」（付録2）に基づき、原稿執筆を行う。

(3)研究会論文は、電子図書館にて電子データおよびオンデマンド印刷にて販売する。

(4)原稿は所定の書式に則り、PDF形式の論文としてそのまま販売できる体裁のものを作成すること。

(5)電子データ販売用にカラー原稿を受け付けるが、オンデマンド印刷販売はモノクロ印刷となるため、図や表の濃淡が不明確になる可能性があることを予め確認すること。また、図、表、写真などの表題は原則として日本語・英語併記、説明は英語表記とする（部門共通・運要5-1-2）。

(6)参考文献は原則として英語表記とする。ただし、英文表記のない文献を引用する場合は日本語でも差し支えない（記載方法は「電気学会研究会原稿の書き方」を参照のこと）。

6. 原稿のページ数について

図・写真・表も含んで原則として6ページ以内とするが、やむを得ない場合は、14ページ未満の原稿は受け付ける。なお、超過ページがある場合は原稿投稿の際に電子投稿システムにて必要事項を記入する。1ページにつき5,000円（税別）の請求となる。

7. 著作権

電気学会研究会に投稿された論文の著作権は、原則として電気学会に譲渡するものとする。著作権の譲渡は、原稿の投稿をもって代える。

- (1) 著作権譲渡は著作権法第21条から28条の全てを言う。
- (2) 他の著作物からの引用にあたっては、著作権上の問題が生じないように十分に注意すること。
- (3) 著作権の譲渡を行っても、以下の権利は著者の手元に残るものとする。

＊著作権以外の例えば特許権のような権利

＊著者が自分の業績をまとめる際にその一部分として使用すること。

＊著者が営利を目的とせずに行う複写（例えば教育資料としての使用）

＊その他、日本の著作権法に反しない利用

8. 別刷について

- (1) 発表論文の別刷を希望する場合は、電子図書館にて著者が自身で手配する。
- (2) 別刷の価格は電子図書館販売価格に準ずる。

9. その他

研究会論文の申込、投稿、発行は上記の手順に基づき行われるものであり、本会研究調査会議はこのことによって生じる不利益に対しての責任は一切負わない。

以上

(付則)

1. 平成13年4月17日調査会議にて承認。
2. 平成14年4月10日調査会議にて5項(6)、6項、10項(3)の見直し、5項(7)の追加について承認。
3. 平成16年3月3日、理事会において一部改正。
4. 平成17年4月14日研究経営会議にて一部改正。
5. 平成21年7月16日研究経営会議にて一部改正。
6. 平成26年6月15日研究調査会議にて一部改正。
7. 平成30年4月10日研究調査会議にて一部改正。
8. 平成31年2月5日研究調査会議にて付3の見直しについて承認。
9. 平成31年4月10日研究調査会議にて一部改正。
10. 令和2年10月1日研究調査会議にて一部改正、令和3年1月1日より施行。